

意見を言うラストチャンス！ IFRS 4 フェーズ II

Francesco Nagari
Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner
2013年6月26日



目次

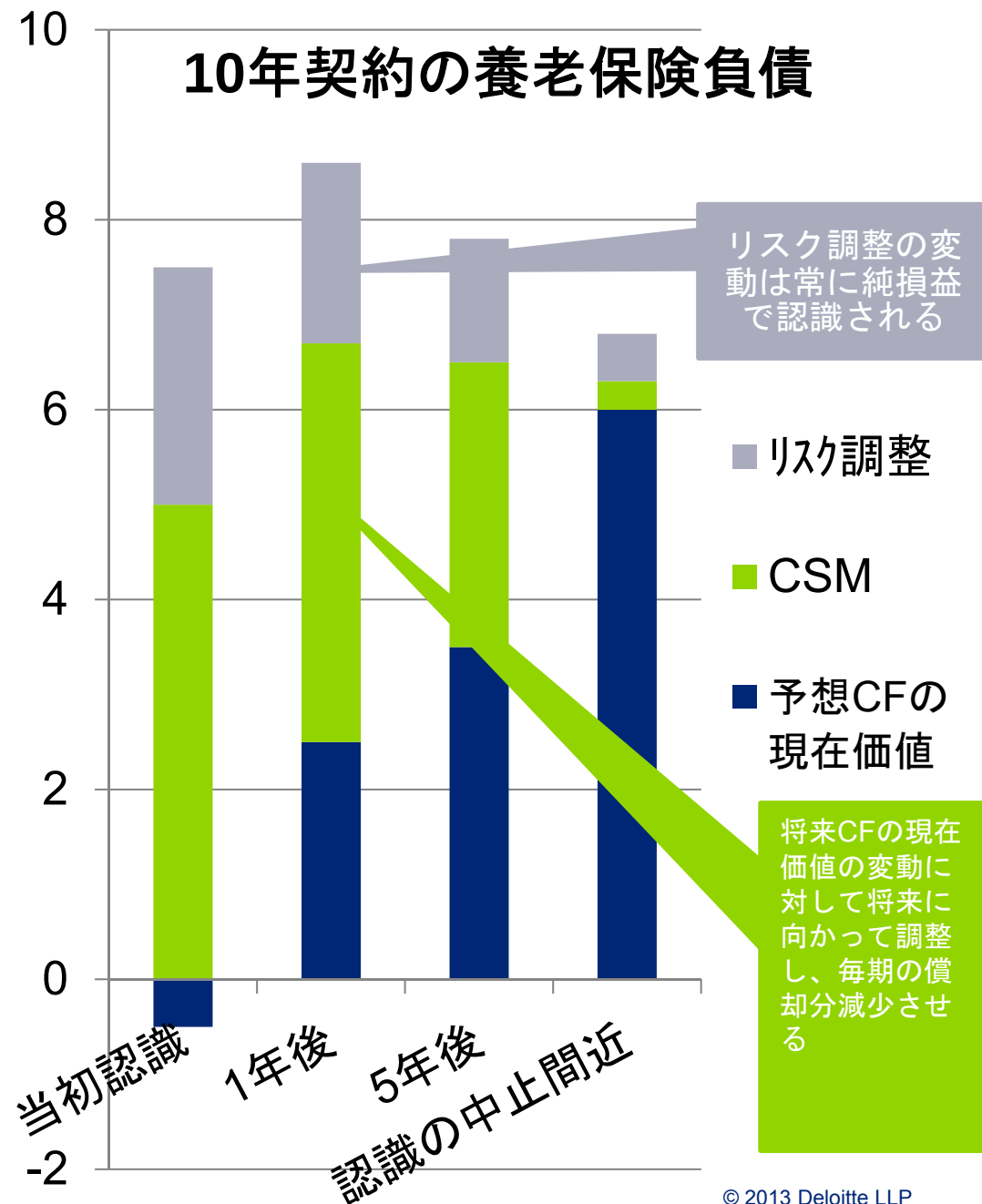
- 背景
- パブリックコメントの対象となる5つの主要論点
- 今後の日程と次のステップのアップデート

背景

- 保険契約に関する公開草案の公表からほぼ3年、IASBは5つの主要論点について重要な変更を行った再公開草案を公表した。
- 再公開草案は、以下の要求事項を提案するものである。
 - 保険契約から生じる未稼得利益の調整 (契約サービスマージンのアンロック)
 - 利息費用の純損益とその他の包括利益(OCI)での表示 (OCIによる解決策)
 - 企業が保有しなければならない裏付資産に関するリターンとのリンクを特定する契約についての会計処理 (有配当契約に係るミラーリングアプローチ)
 - 保険契約収益および保険契約費用の表示 (経過保険料アプローチ)
 - 発効日および経過措置 (遡及適用)
- IASBは、再公開草案で提案されている上記以外の項目について再検討を意図していない。これらの項目は、IASBによる審議、関連するアウトリーチおよびフィールドテストにより、最終化されているとみなされている

契約サービスマージン（CSM）のアンロック

- 当初認識 — CSMは、当初認識時の保険契約の測定に含まれるすべてのキャッシュ・フローと等しい金額で計算される。これは、契約の未稼得利益を示す。
- 事後測定 — CSMは、利益を稼得するように減少し、特定の変動に対して調整される。
- 将来のカバーおよび(または)サービスに関連するキャッシュ・フローの見積りの変動に対して、将来に向かって調整される。
 - ・ プラス方向の変動による場合、CSMの増加金額に制限はない。
 - ・ マイナス方向の変動による場合、その変動のあった時点のCSMの帳簿金額を超える変動の影響は、純損益に即時認識される。
- CSMは負数にはならない。



CSMのアンロック(続き)

アンロックのトリガーとなる変動

- **将来のカバー**を参照する保険料の実績差異。これはすべての平準払い保険契約に影響し、実際の入金が当初予想より大きくても小さくても、将来のカバー・保険金に係るCSMを増加・減少させる（解約実績）。
- 投資要素（例：固定額の解約返戻金）の払戻しの遅延または前倒しが、**将来のカバーまたは他のサービス**に関連するキャッシュ・フローに影響する場合
- **将来の期間**に見積もられる保険金給付金に関連する、調整のトリガーとなる資産に依存するキャッシュ・フローの見積りの変動。

アンロックのトリガーとならない変動

- 発生保険金の見積りの変動 – カバーは満了している
- リスク調整の変動 – 原則どおりの決定※
- 再保険資産について出再者が見積る予想信用損失の変動 – 金融資産の減損と整合※

※訳注：公開草案 ED/2013/3 「金融商品：予想信用損失」の適用対象に再保険資産は含まれていないが、いずれの基準においても見積りの変動を純損益で認識する点で整合。

その他の包括利益(OCI)による解決策

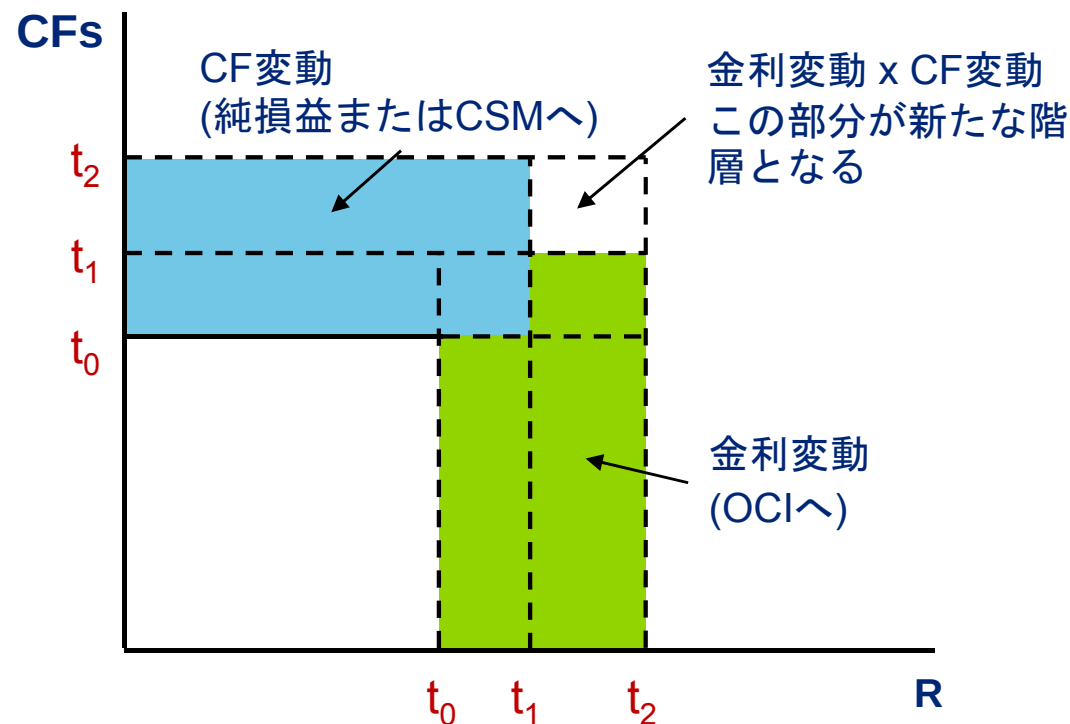
金利変動の取扱いと保険者の業績

- OCIによる解決策の本質は、保険契約の業績とその裏付資産の運用成果を忠実に反映することである。そこでは、保険契約の非流動性がゆえに、市場金利の変動の影響は時とともにならされるため、保険者の業績にその影響を持ち込むべきではないことを認識している。
 - 並行して、IFRS第9号は、負債性金融商品についてFVOCI(OCIを通じて公正価値で測定する)という新しい分類を設ける予定である。
 - 現在の金利に起因する割引率の変動により生じる保険負債の変動はOCIに表示される。当初の割引率に基づき純損益の利息費用は、算定される。
 - 実務上は、保険者は貸借対照表の残高データを2セット持ち続ける必要がある。1つは現在の市場金利に基づくもの、もう1つはロックイン割引率に基づくものである。
 - 有配当契約については、OCIによる解決策よりも、ミラーリング・アプローチが優先される。
 - IFRS第9号、IFRS第4号フェーズIIでは、OCIによる解決策によりデリバティブ取引を会計処理することは認められない – この点は重要な未解決課題として残っている。
- ※

※訳注：マクロヘッジ会計の適用を示唆している（公開草案 ED/2012/4 「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正（IFRS第9号（2010年）の修正案）」に対するDeloitteコメントレター参照（質問4））。

OCIによる解決策 (続き)

- 負債性金融商品についてFVOCIが利用可能であるが、会計上のミスマッチは完全には消去されない
 - 償却原価、または純損益を通じて公正価値で測定する資産
 - 資産への減損の影響
- 金利の影響を受ける前提（アサンプション）の変動は純損益に計上される
- PAA(保険料配分アプローチ)契約の保険事故発生後負債への影響
- 階層と金利変動を記録し続けることは、潜在的には厳しい要求である



有配当契約のミラーリング・アプローチ

有配当契約

- 裏付資産に関するリターンとのリンクを特定する契約
- ウィズプロフィット、ユニットリンク、その他多くの契約が該当

測定と表示

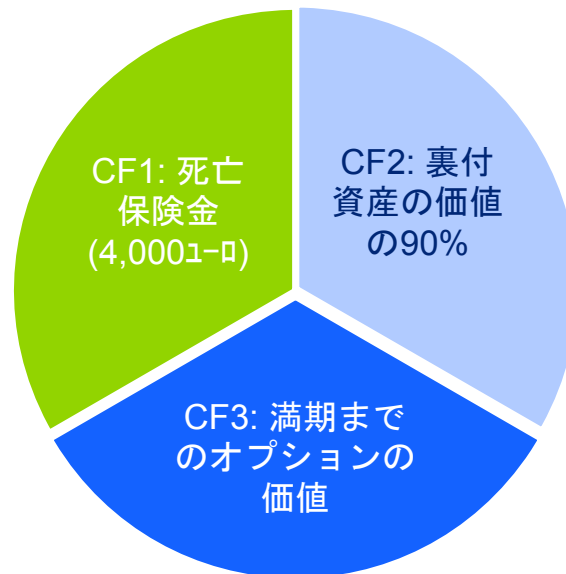
- キャッシュ・フローが裏付資産によって直接的に変動する場合
 - 資産の帳簿金額を参照して履行キャッシュ・フローを測定・表示する (ミラーリング・アプローチ)
 - CSMの調整はしない
- キャッシュ・フローが裏付資産によって間接的に変動する場合
 - 現在の割引率に基づくリスク調整後の現在価値で履行キャッシュ・フローを測定する
 - OCIによる解決策を適用しない – 金利に関連するすべての変動は純損益で計上する
 - CSMを将来に向かって調整する
- キャッシュ・フローが裏付資産によって変動しない場合
 - リスク調整後の現在価値で履行キャッシュ・フローを測定する
 - OCIによる解決策を適用する
 - CSMを将来に向かって調整する
- いずれの場合もリスク調整の変動は常に純損益に計上する

有配当契約のミラーリング・アプローチ (続き)

- 裏付資産によって直接的に変動するキャッシュ・フローを識別するために、契約に含まれるキャッシュ・フローを異なる固まりに分解する必要がある

設例

- 5年契約で、契約開始時に一時払保険料2,000ユーロを受け取る。
- 解約返戻金相当額および満期保険金相当額は、その保険料が投資され、保険会社が保有する特定の資産プールの価値の90%である。
- 5年経過前に死亡した場合、固定額の死亡保険金4,000ユーロが支払われる。
- 満期保険金には、2,000ユーロの最低保証が付与されている。



保険契約収益・費用の表示

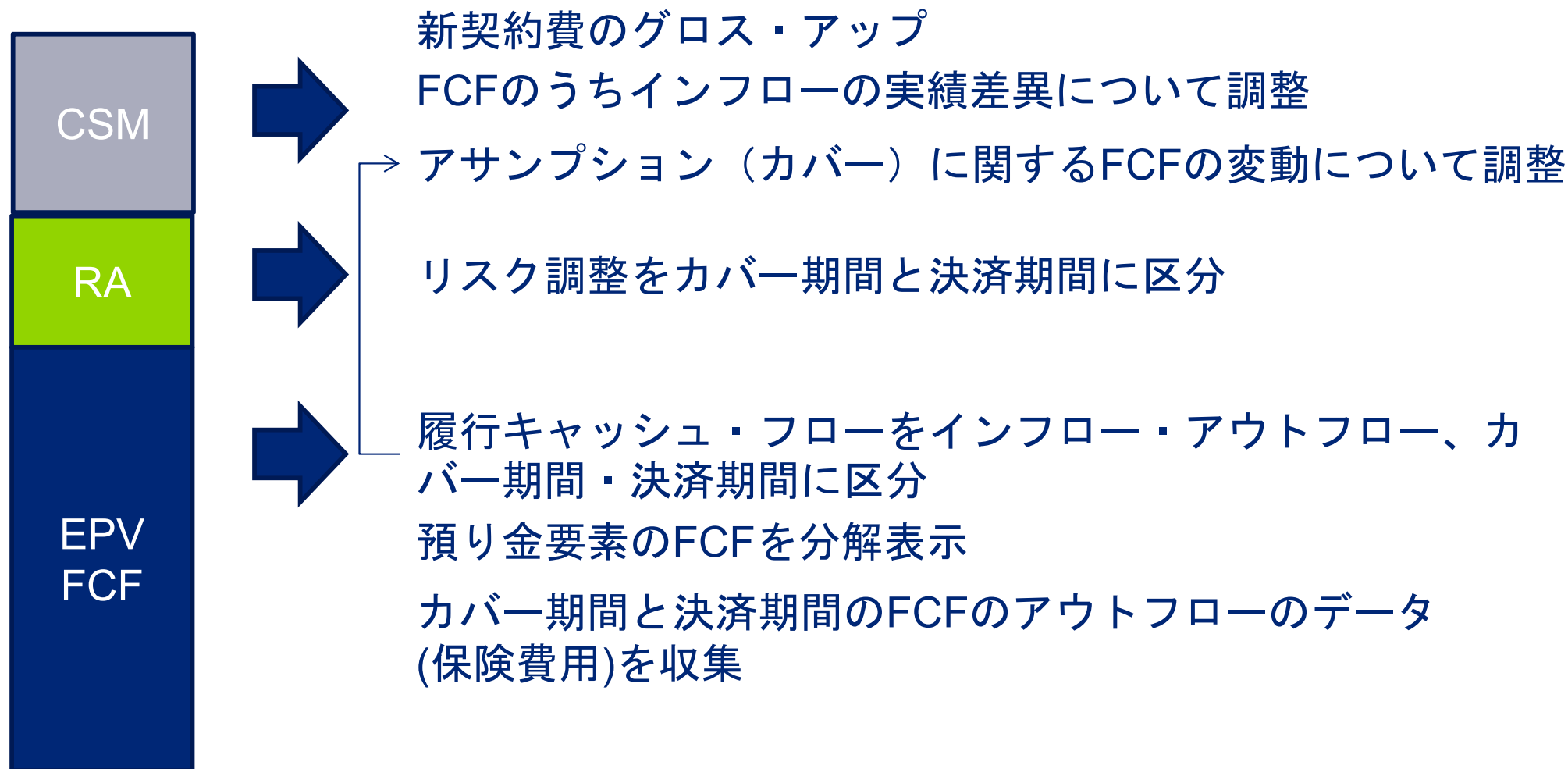
- IASBは、2010年公開草案で提案されていた要約マージンアプローチと収益金額が表示されないことについての批判を検討した。
- IASBは、PAAでの保険契約の表示はすでにこの批判を満たしており、変更する必要がないと結論付けた。
- IASBは、BBA(ビルディング・ブロック・アプローチ)に係る収益の表示方法の開発を決定した – 利益認識の本質に変更はない。
- 預り金要素はBBAによる負債の期中変動とは別個に分解表示される。
- BBAのキャッシュ・アウトフローは、将来のカバーおよびサービスに関連する部分と、その後の期間に関連する部分(決済期間中のキャッシュ・フロー)とに分けられる。
- 前者のキャッシュ・アウトフローの実績差異はグロスアップされる。すなわち予想キャッシュ・フローは保険収益に考慮される一方で、実際のキャッシュ・アウトフロー(保険金および給付金)は保険費用として表示される。

保険契約収益・費用の表示（続き）

- 将来のカバーに関連するキャッシュ・インフロー(保険料)に係る正味の実績差異もまた、将来のカバーの正味キャッシュ・フローに関連するCSMの変動およびリスク調整の変動(純損益に認識される)とともに、収益に加算される。
- CSMから生じる金額は、直接新契約費をグロスアップする。直接新契約費は、CSMの純損益への解放と対称的な償却パターンを用いて費用として表示する。
- 表示に関するその他の要求事項
 - ・ 元受と再保険の収益・費用の相殺は禁止
 - ・ ミラーリング・アプローチによる収益・費用と裏付資産の収益・費用の相殺は禁止
- その期間に認識される収益を算定するためのインプットの開示が要求される。具体的には、
 - ・ 予想キャッシュ・フロー
 - ・ リスク調整の変動
 - ・ CSMの変動と新契約費の非明示的な償却

保険契約収益・費用の表示（続き）

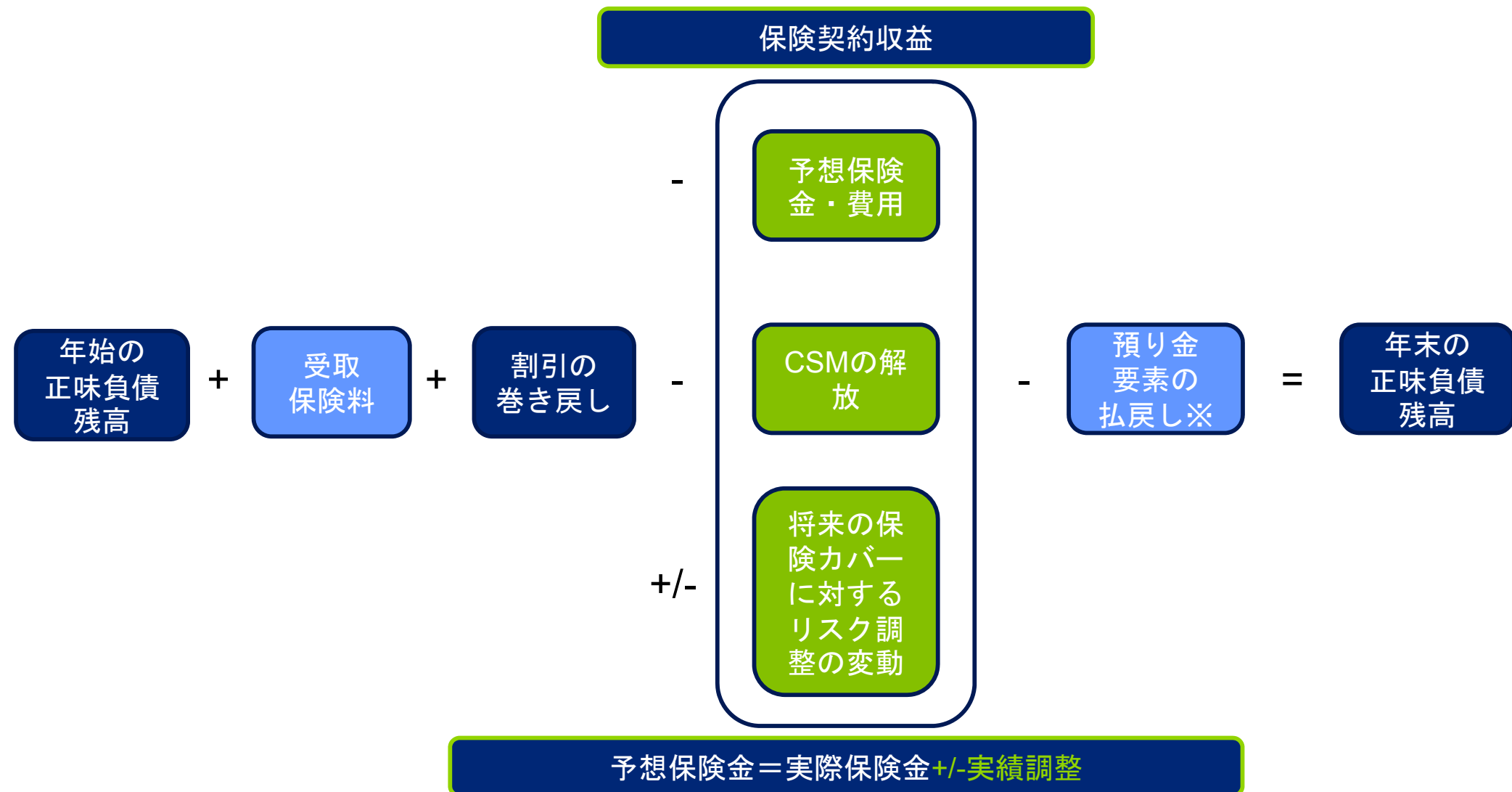
負債の変動と収益・費用の関連性



※訳注：RAは、リスク調整、
EPVは、予想現在価値、
FCFは、履行キャッシュ・フローを指す

保険契約収益・費用の表示（続き）

負債の変動と収益・費用の関連性（続き）



※ウェブキャスト原文では「Repayment of investments」と記載されているが、IASBの「High level summary of project」では「Repayment of deposit component」と記載されているため、そちらの訳を記載。

経過措置

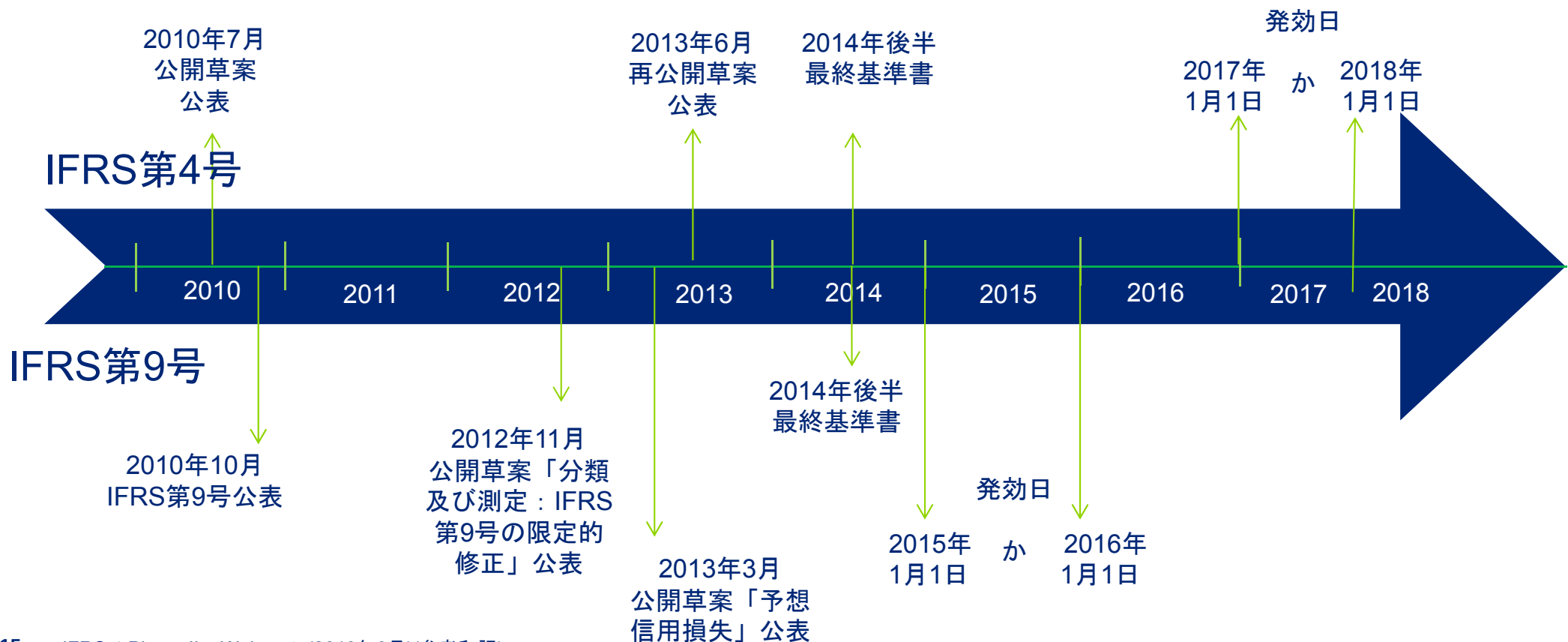
- 期首のCSMを計算するため、過去の全期間について遡及して修正再表示する方法を修正
- CSMの修正再表示が観察可能なデータ不足のため実務上可能でない場合、合理的に利用可能な観察可能な情報に基づく見積りの利用が容認される
- ロックイン割引率の遡及的な決定は、少なくとも過去3年間の市場で観察可能な金利のイールドカーブの調整に基づいて行う
- 市場で観察可能なイールドカーブがない場合、割引率は直近の市場で観察可能なイールドカーブを用いて算定することができる
- 遡及期間中の各年ごとのロックイン割引率用のイールドカーブは、市場で観察可能な同一の参照点を用いて算定する
- 上記により算定されたイールドカーブを、利息費用の認識に用いる
- これらのイールドカーブと移行日に算定されたイールドカーブによる割引率との差異の累積影響額は、OCI累積額に計上する

経過措置（続き）

- 移行時に後知恵を使用することが強制される
- 金融資産の再指定
 - 会計上のミスマッチを除去または大幅に軽減する場合、表示される最も早い期間の期首に金融資産をFVTPLに再指定することは、強制ではなく容認される
 - 以前FVTPLに指定するに至った会計上のミスマッチが解消された場合、その指定を取り消すことが強制される
 - IFRS第9号をすでに適用している場合、資本性金融商品への投資をFVOCIに指定すること、および、売買目的でない資本性金融商品のうち一部または全部について公正価値の変動をOCIに表示するという以前に行った選択を取消すことが容認される
- 企業結合で以前に獲得した有効契約に対して経過措置を適用するにあたり、以下を使用しなければならない
 - 契約開始日として、企業結合日
 - 受取保険料として、企業結合日における契約の公正価値
- クレームデベロップメントその他の開示を軽減
- 早期適用は容認される

今後の日程と次のステップのアップデート

- コメント期間は2013年10月25日まで
- 最終基準書の公表は2014年後半が目標
- 基準書の発効日は、最終基準書の公表の日からおおむね3年後



コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner

+44 20 7303 8375

fnagari@deloitte.co.uk

LinkedIn

 @Nagarif

Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii)

www.deloitte.com/i2ii

Insurance Centre of Excellence:

insurancecentreofexc@deloitte.co.uk

